| | | |
|---|---|---|
| 聴覚・言語障害 | 募集及び採用時 | 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。<br>面接を筆談等により行うこと。 |
| | 採用後 | 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。<br>業務指示・連絡に際して、筆談やメール等を利用すること。<br>出退勤時刻・乗下船期間・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。<br>機器の故障時等、警報に加え回転灯を設置するなど視覚で確認できるようにすること。<br>本人のプライバシーに配慮した上で、他の船員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。 |
| 肢体不自由 | 募集及び採用時 | 面接の際にできるだけ移動が少なくて済むようにすること。 |
| | 採用後 | 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。<br>甲板作業及び機関室内作業は免除する等配置を工夫することにより船内での移動の負担を軽減すること。<br>机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。<br>スロープ、手すり等を設置すること。<br>体温調整しやすい服装の着用を認めること。<br>出退勤時刻・乗下船期間・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。<br>本人のプライバシーに配慮した上で、他の船員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。 |
| 内部障害 | 募集及び採用時 | 面接時間について、体調に配慮すること。 |
| | 採用後 | 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。<br>出退勤時刻・乗下船期間・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。<br>本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。<br>本人のプライバシーに配慮した上で、他の船員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。 |
| 知的障害 | 募集及び採用時 | 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。 |
| | 採用後 | 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。<br>本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。<br>図等を活用した業務マニュアルを作成する、業務指示は内容を明確にし、一つずつ行う等作業手順を分かりやすく示すこと。<br>出退勤時刻・乗下船期間・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。<br>本人のプライバシーに配慮した上で、他の船員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。 |
| 精神障害 | 募集及び採用時 | 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。 |
| | 採用後 | 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。<br>業務の優先順位や目標を明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順を分かりやすく示したマニュアルを作成する等の対応を行うこと。<br>出退勤時刻・乗下船期間・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。<br>できるだけ静かな場所で休憩できるようにすること。<br>本人の状況を見ながら業務量等を調整すること。<br>本人のプライバシーに配慮した上で、他の船員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。 |
| 発達障害 | 募集及び採用時 | 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。<br>面接・採用試験について、文字によるやりとりや試験時間の延長等を行うこと。 |
| | 採用後 | 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。<br>業務指示やスケジュールを明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順について図等を活用したマニュアルを作成する等の対応を行うこと。<br>出退勤時刻・乗下船期間・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。<br>感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行うこと。<br>本人のプライバシーに配慮した上で、他の船員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。 |
| 難病に起因する障害 | 募集及び採用時 | 面接時間について、体調に配慮すること。<br>面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。 |
| | 採用後 | 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。<br>出退勤時刻・乗下船期間・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。<br>本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。<br>本人のプライバシーに配慮した上で、他の船員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。 |
| 高次脳機能障害 | 募集及び採用時 | 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。 |
| | 採用後 | 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。<br>仕事内容等をメモにする、一つずつ業務指示を行う、写真や図を多用して作業手順を示す等の対応を行うこと。<br>出退勤時刻・乗下船期間・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。<br>本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。<br>本人のプライバシーに配慮した上で、他の船員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。 |

※採用後の事例における障害については、中途障害によるものを含むものとする。